

旭川市分別収集計画 (第11期)

令和7年8月

旭川市分別収集計画

令和7年8月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境を次の世代に引き継いでいくためには、大量生産、大量消費・大量廃棄型の経済・社会を見直し、循環型社会を形成していくことが必要であり、社会を構成する主体がそれぞれの立場や役割を認識し、着実に取組を履行していくことが求められている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物の分別収集や地域における容器包装廃棄物の3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））に関する具体的な推進方策を明らかにするとともに、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画を推進することにより、容器包装廃棄物の3Rをはじめとしたごみの減量や資源の有効利用に係る取組を進め、循環型社会の形成を目指すこととする。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を次のとおりとする。

- ・3Rの推進を基本に、資源の有効利用と廃棄物の適正処理を推進する。
- ・市民、事業者、行政がそれぞれの立場から環境への負荷の少ない快適な社会を目指す。
- ・様々な機会を通じてごみの減量・資源化に係る周知啓発を行い、市民意識の高揚を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装を対象とする。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）に基づき、製品プラスチックについても計画期間中に分別収集を実施するものとする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（容器包装リサイクル法第8条第2項第1号）

単位：トン

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	14,620	14,270	14,040	13,810	13,570
製品プラスチック	1,030	1,000	990	970	960

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（容器包装リサイクル法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、次の方策を実施する。

方策	内容
分別収集の推進	分別の徹底を図るため、分別収集カレンダーの市内全世帯への配布、ごみ分別促進アプリ「さんあーる」の提供、清掃指導員による排出指導等を実施する。
ごみ減量等意識啓発の推進	ごみ減量等の意識向上を図るため、「ごみ情報誌」の発行、「出前講座」への講師の派遣、パネル展示などを実施する。
ごみ減量に関するイベントの開催	3Rに対する市民の関心と意識向上を図るため、パネル展示や環境学習イベント等を開催する。
社会科副読本の作成	子どもの頃からの環境教育の一環として、小学4年生を対象に社会科副読本資料集を作成し、配布する。
事業系ごみの減量・資源化の推進	分別の徹底と減量・資源化を図るため、最終処分場への搬入規制、事業者の訪問調査等を実施する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（容器包装リサイクル法第8条第2項第3号）

分別収集を実施する容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分を次のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
スチール製容器、アルミ製容器	空き缶
ガラス製容器（無色のガラス製容器・茶色のガラス製容器・その他のガラス製容器）	空きびん
飲料用紙容器	紙パック
段ボール	段ボール
その他の紙製容器包装	紙製容器包装
ペットボトル	ペットボトル
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック※

※製品プラスチックは、プラスチック製容器包装と一括して収集する予定であるが、その際の分別の区分は未定のため、プラスチック製容器包装と分けて表記する（以下同じ）。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（容器包装リサイクル法第8条第2項第4号）

単位：トン

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
スチール製容器	270		260		260		250		250	
アルミ製容器	580		570		560		550		540	
無色のガラス製容器	合計 600		合計 590		合計 580		合計 570		合計 560	
	引渡	独自処理								
	600	0	590	0	580	0	570	0	560	0
茶色のガラス製容器	合計 640		合計 630		合計 620		合計 610		合計 600	
	引渡	独自処理								
	640	0	630	0	620	0	610	0	600	0
その他のガラス製容器	合計 330		合計 330		合計 320		合計 310		合計 310	
	引渡	独自処理								
	330	0	330	0	320	0	310	0	310	0
飲料用紙容器	70		70		70		70		70	
段ボール	1,850		1,810		1,780		1,750		1,720	
その他の紙製容器包装	合計 1,380		合計 1,350		合計 1,330		合計 1,310		合計 1,280	
	引渡	独自処理								
	1,380	0	1,350	0	1,330	0	1,310	0	1,280	0
ペットボトル	合計 1,350		合計 1,320		合計 1,300		合計 1,280		合計 1,260	
	引渡	独自処理								
	1,350	0	1,320	0	1,300	0	1,280	0	1,260	0
その他のプラスチック製容器包装	合計 5,080		合計 4,960		合計 4,880		合計 4,800		合計 4,720	
	引渡	独自処理								
	5,080	0	4,960	0	4,880	0	4,800	0	4,720	0
製品プラスチック	0		0		0		0		630	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込みは、直近年度の分別収集基準適合物の量及び旭川市ごみ処理基本計画の予測値を勘案し算定した。

また、製品プラスチックは、令和6年度の拠点回収における回収量及び不燃ごみ中に混入している推計量を勘案し算定した。なお、遅くとも令和12年度までに分別収集を開始する予定であるため、令和12年度の見込量のみ算定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（容器包装リサイクル法第8条第2項第5号）

分別収集は、次の体制により行う。

容器包装廃棄物・製品 プラスチックの種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	空き缶	市による定期収集	市（直営）
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	空きびん		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙容器	紙パック		
	段ボール	段ボール	市による定期収集	民間業者
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		市（委託）
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	市（委託）
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による定期収集	市（委託）
	製品プラスチック	製品プラスチック		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（容器包装リサイクル法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物・製品 プラスチックの種類	収集に係る 分別の区分	収集 容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空き缶	袋	プレス車	旭川市リサイクルセンター（選別、圧縮、保管）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	空きびん			
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙容器	紙パック			
段ボール	段ボール	縛る		民間業者
その他の紙製容器包装	紙製容器包装	袋	プレス車	ACPRファクトリー（選別、圧縮・梱包、保管） ※民間施設
ペットボトル	ペットボトル	袋	プレス車	ペットボトル中間処理センター（選別、圧縮・梱包、保管） ※民間施設
その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック 製容器包装	袋	プレス車	REPLAファクトリー（選別、圧縮・梱包、保管） ※民間施設
製品プラスチック	製品プラスチ ック			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画を実効性のあるものとするため、次の取組を進める。

- ・市民による自主的な資源回収活動を促進するため、再生資源の回収に取り組む市民団体を対象に、回収量に応じて奨励金を交付する。
- ・公共施設等に回収ボックスを設置し、ごみステーションで収集していない資源物を回収し、資源化する。
- ・プラスチック製容器包装と製品プラスチックの一括収集の実施に向け、収集運搬や中間処理を効率的に行うための手法を検討する。